

令和7年11月18日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿六丁目3番1号

新宿アイランドウイング 10階

株式会社Fast Fitness Japan 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原 典子

(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7-34 荘苑泉3C

事務局長 伊藤 英樹

(TEL:052-734-8107、FAX:052-734-8108)

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の的確消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

貴社が使用している「エニタイムフィットネス利用規約（以下、「利用規約」といいます）」につき、今般、消費者保護の観点から検討致しました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをしますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和7年12月18日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

申入事項

第1 申入れの趣旨

- 1 利用規約9条を消費者契約法10条に適合するように改訂してください。
- 2 利用規約10条1項、2項、11条1項及び2項を消費者契約法10条に適合するように改訂してください。
- 3 利用規約14条3項を消費者契約法9条1項1号に適合するように改訂してください。
- 4 利用規約19条を消費者契約法10条に適合するように改訂してください。
- 5 利用規約20条1項を消費者契約法8条1項1号に適合するように改訂してください。

第2 申入れの理由

1 利用規約9条について

(1) 利用規約の記載

貴社は利用規約9条において、次の条項を使用されています。

第9条【入館の禁止、退場】

1 (略)

2 クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

(2) 検討

消費者契約法10条は、任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する契約条項で、民法第1条第2項の基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものの効力を否定することとしています。

利用規約9条2項は、会員が入館禁止によってサービスの提供を受けられないにもかかわらず、サービス提供の対価である会費の支払義務を課すものであり、双務契約の対価関係を失わせるものといえることから、任意規定の適用による場合に比べ、消費者の義務を加重する条項に該当し、かつ、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に違反しています。

よって、利用規約9条2項を消費者契約法10条に適合するように改訂してください。

2 利用規約10条及び11条について

(1) 利用規約の記載

貴社は利用規約10条及び11条において、次の条項を使用されています。

第10条【休会および復帰】

1 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属クラブに来店し、所定の休会届の記入による手続きを行った上で、月単位でクラブを休会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2 休会手続は、休会開始を希望する月の前月10日までにを行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。各月の11日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなります。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第11条【退会】

1 会員が自己都合によりクラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属クラブに来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2 退会手続は、退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。

3 (略)

4 (略)

5 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。

(2) 検討

ア 利用規約10条1項及び11条1項は、会員の休会及び退会の意思表示の方法を合理的な理由なく、所属クラブへの来店と、所定の手続きに限定しておりますが、民法の一般原則によれば、意思表示の方法は口頭、郵便、その他の方法で行うことができるとされていることに比べると、消費

者の権利を制限する条項といえ、民法1条2項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害するものに該当するものといえ、消費者契約法10条に違反しています。

よって、利用規約11条1項を消費者契約法10条に適合するように改訂してください。

イ 利用規約11条2項は、会員が退会をする意思表示の受付期間を毎月10日までと限定し、11日以降当月末までになされた退会の意思表示について、その効力発生時期を翌月末へ先延ばしし、消費者の契約解除権を制限しています。

フィットネスクラブと会員との契約関係については、民法上の準委任契約類似の契約類型と考えられますが、委任者と受任者の相互の信頼関係を基礎とする契約という意味では民法上の委任契約ないし準委任契約と異なる点がありませんので、これらの契約類型と同様に、会員は、いつでも任意に将来に向けて契約を解除することができるかと解すべきです。

しかしながら、利用規約11条2項は、当月11日以降に行われた会員による退会申出の効力発生時期を翌月末日に遅らせて、消費者の契約解除権を制限しておりますが、効力発生時期を遅らせる合理的な理由はないため、消費者にとって、民法よりも不利であり、消費者の契約解除権を一方的に制限するものであるとして、消費者契約法10条に違反しています。

よって、利用規約11条2項を消費者契約法10条に適合するように改訂してください。

また、休会の効力発生時期を定めた利用規約10条2項についても、消費者契約法10条に適合するようにあわせて改訂してください。

3 利用規約14条3項について

(1) 利用規約の記載

貴社は利用規約14条3項において、次の条項を使用されています。

第14条【規約退会】

3 クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、加盟店は、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。

(2) 検討

ア 消費者契約法9条1項1号は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した

額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」条項の法的効力につき、「当該超える部分」を無効としています。

イ 利用規約14条3項は、クラブから強制的に退会させられた会員について、解除（退会）の事由、時期等、前納分または既払分の会費等の多寡等を区分せず、一律に、納付済みの会費等全額について、返還を拒むものであり、消費者契約法9条1項1号に違反するおそれがあります。

よって、利用規約14条3項を消費者契約法9条1項1号に適合するように適合するように改訂してください。

改訂いただけないときは、損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠の概要をご説明ください。

4 利用規約19条について

(1) 利用規約の記載

貴社は利用規約19条において、次の条項を使用されています。

第19条【クラブ施設の閉鎖・変更】

1 各クラブは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することができます。

(1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶとFC本部または加盟店が判断し、営業を不可能と認めたとき。

(2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他加盟店の経営上等やむを得ない事由が発生したとき。

(3) 加盟店において経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、3か月前に予告のうえ解散したとき。但し、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。

2 クラブ施設の閉鎖・変更の場合、加盟店が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、FC本部および加盟店は、会員に対し、特別の補償は行いません。

(2) 検討

ア 貴社と消費者との間の会員契約は、貴社（貴社フランチャイズ加盟店）がクラブの利用を提供することと、消費者が約定の利用料金を支払うこととが、対価関係に立つ双務契約です。

イ 利用規約19条第2項によれば、クラブ施設の閉鎖・変更の場合、加盟店が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されないとあります。

この点、「加盟店が別に定める場合」というのが何を指すかが具体的に明らかではありませんが、クラブ施設が閉鎖・変更された場合、会員に対してサービスの提供がなされなくなるにも関わらず、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されないというのでは、双務契約の対価的均衡が損なわれていることは明らかです。

したがって、任意規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、民法第1条第2項の基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に違反しています。

よって、利用規約19条を消費者契約法10条に適合するように改訂してください。

5 利用規約20条1項について

(1) 利用規約の記載

貴社は利用規約20条1項において、次の条項を使用されています。

第20条【会員の自己責任と当社の免責】

1 クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、FC本部および加盟店は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

(2) 検討

ア 消費者契約法8条1項1号は、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任を全部免除」「する条項」を無効と定め、事業者が債務不履行の事実や、故意・過失又は信義則上これと同視しうべき事由といった帰責事由がある場合に、事業者が負うべき債務不履行を全部免除する旨の条項を無効と定めています。

イ 利用規約20条1項は、貴社に「過失又は信義則上これと同視しうべき事由」といった帰責事由がある場合にも、債務不履行責任を「負いません」と全て免責させるもので、消費者契約法8条1項1号に違反しています。

よって、利用規約20条1項を消費者契約法8条1項1号に適合するように改訂してください。

以上